

事務連絡

令和2年3月23日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月11日付け厚生労働省老健局高齢者支援課等事務連絡）で周知しているところですが、本邦への上陸の申請日前14日以内に法務省が指定する出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第14号に基づく入国拒否の措置の対象地域に滞在歴がある外国人、中華人民共和国湖北省又は浙江省で発行された同国旅券を所持する外国人及び香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人については、上陸拒否の対象となっていることを踏まえ、同事務連絡を廃止し、今後は「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）」（令和2年3月19日付け厚生労働省高齢者支援課等事務連絡）のとおりとする旨通知がありましたのでお知らせします。

なお、本県が指定権限を持つ施設・事業所につきましては、保健福祉課指導監査室から、連絡が可能な範囲で周知しておりますことを申し添えます。